

## 大都市行財政制度特別委員会行政視察概要

- 1 視察月日 令和5年8月8日（火）～8月9日（水）
  
- 2 視察先及び視察事項
  - (1) 新潟県  
新潟州構想と県市間の事務・権限移譲の状況と課題等について
  - (2) 新潟県新潟市  
区自治協議会事業と住民自治の推進について
  
- 3 視察委員  
副委員長 仁 田 昌 寿  
委 員 望 月 康 弘

## 視察概要

1 視察先  
新潟県

2 視察月日  
8月8日（火）

3 対応者  
政策局政策企画課総務企画班長（挨拶・説明）  
総務部行政改革課分権・公民連携担当（説明）

## 4 視察内容

（1）新潟州構想と県市間の事務・権限移譲の状況と課題等について

### ア 新潟州構想

2011年（平成23年）1月に、泉田裕彦新潟県知事と篠田昭新潟市長が、新潟州構想を共同提案した。その提案内容は、新潟県と政令市の二重行政を解消し行政の効率化を図ること、また、政令市が有する高度な行政機能を全県波及させること、さらに、地域課題は住民の身近なところで解決できるように、基礎自治体の自治権の強化などの実現を目的に掲げたものであった。新しい自治体の名称は、州にこだわらず都も含め検討となっていた。

同年7月、新潟州構想の具体化に向けた検討を行うため、有識者による新潟州構想検討委員会を設置、以後は新潟州構想検討推進会議が計5回開催され、県と政令市との課題整理や拠点性の向上などが議論された。

### イ 新潟県・新潟市調整会議の経緯について

2015年（平成27年）3月、改正地方自治法の施行に先駆けて、新潟県・新潟市調整会議を付した新潟州構想検討推進会議を開催した。

今後、県と政令市の合併、再編という制度の議論ありきではなく、広域・専門行政の一元化、二重行政の解消等といった県と新潟市の間の課題整理に特化して協議していくことを確認した。

### ウ 指定都市都道府県調整会議の法定化について

2016年（平成28年）7月から2019年（令和元年）8月にかけて、計5回にわたり行われた新潟県・新潟市調整会議では、県と政令市の課題整理に加え、ハイレベルな国際コンベンションの誘致など4

つのテーマを追加して議論が行われ、併せて県と政令市の政策連携も議論された。

## (2) 質疑概要

Q 新潟都と新潟州は違うのか。

A 新潟都は二重行政解消による行政の効率化であり、新潟州は国からの権限移譲の受け皿づくりの側面があった。

Q 県と新潟市の課題整理の検討テーマであった感染症対策はコロナ対策で効果があったか。

A コロナ前に県と市の調整の素地ができていたこともあり、危機管理上の連携が図られた。

Q 災害対策はどこが指揮を執るのか。

A 避難所開設など、県は基礎自治体の後方支援的役割で動いてきている。

Q 調整会議は役目を終えているのか。

A 整理すべきものはほぼ終了している。

Q 警察行政、中でも交通安全行政（交通安全対策やインフラ整備）等の検討はしているのか。

A 現時点では検討していない。

## (3) 委員所見

新潟州構想前から県と市の関係性が良好で、知事や市長が変わっても、その関係性が現在も継続している。

州構想は終わりを告げたが、二重行政の解消は事務方レベルで進めており、各検討テーマで成果が見られる。

県と県下基礎自治体間で、二重行政の解消や権限移譲もスムーズに行われており、理想的な関係である。



(県担当者に挨拶する仁田副委員長)



(県職員から聴取)

## 視察概要

### 1 視察先

新潟市議会

### 2 視察月日

8月9日（水）

### 3 対応者

市民生活部市民協働課長（挨拶・説明）

### 4 視察内容

#### （1）区自治協議会事業と住民自治の推進について

##### ア 区自治協議会

区自治協議会は、広域合併とともに区を単位とした審議機関、また、分権型政令市として住民と区をつなぐ協働の要として、平成19年政令市移行と同時に各区に一つずつ、市長の附属機関として設置されたものである。

その後、平成30年度までは、地方自治法に基づく区地域協議会として位置付けられた。

委員は原則30人以内で構成されるが、人口規模に応じた上乘せがある。委員は区内のコミュニティ協議会・コミュニティ協議会連合組織から選出されている。主に、商工業連合会や区社会福祉協議会などの組織別公共団体等からの選出、および区長が必要と認めた者からなり、条例に基づき任期は2年、報酬は日額3000円となっている。原則、費用弁償として払っているが、自治法の位置付けから離れたときに報酬として支払っている。

##### イ 区自治協議会の役割と成果

区自治協議会は、協働の要の役割として、地域代表の役割と実施主体の役割を果たしている。区ビジョンまちづくり計画、区所管施設等の設置・廃止、特色ある区づくり予算などについて意見を述べたりする。

これまでの成果として、課題解決に向けた事業実施等に繋がった、地域課題の把握・共有ができた、区民の意識改革に繋がった、人材発掘につながったなどがある。

平成23年度から、区自治協提案事業が創設され、区の予算の枠内

で予算化された。提案事業の予算枠は予算規模を拡大している。さらに協働実施や事業募集、団体・企業との連携も可能となっている。毎年、全委員を対象に市が主催する研修会も開催しており、特色ある区づくり予算を活用し区役所機能強化も進めている。区が重点事業を直接予算要求できるようにし、その予算は令和5年度8区合計で5億1000万円となっている。ただし、委員の過密日程や検討時間が少ないことといった課題もある。

## (2) 質疑概要

Q 議会と協議会との関係について知りたい。

A 附属機関なので、議員は傍聴に来ている。協議には参加していない。議会と協議会の間でやり取りがあるわけではない。

Q 協議会と町内会の関係について知りたい。

A 任意団体である区コミュニティ協議会の中に町内会や老人クラブなどが入っている。

## (3) 委員所見

新潟市が政令指定都市に移行するに当たり、広域合併とともに区を単位とした審議機関として、また分権型政令指定都市として住民と区をつなぐ協働の要として区自治協議会が立ち上がった経緯を踏まえると、その役割は理解できる。

しかし、その役割は本来、住民代表として選挙によって選出される議員・議会の役割ではないかと考えられる。

自治体を動かす主役は、主人公である市民、その信託を受けた議会と行政の三者から成るわけで、新潟市の区自治協議会が果たす役割について、政令市の成り立ちから全国の自治体を牽引してきた横浜市会議員の一人として、少し理解しがたい仕組みであると思った。



(市職員に挨拶する仁田副委員長)



(市職員からの聴取)